

おかやまDMATの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と日本赤十字社岡山県支部、岡山済生会総合病院、川崎医科大学附属病院、倉敷中央病院及び津山中央病院（以下「乙」という。）とは、おかやまDMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMATの出動が可能と判断したときには、おかやまDMATを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMATを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMAT隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMATの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMATの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMATが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMAT隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMATは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMATは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMAT派遣に要する経費

（2）おかやまDMATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMATの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

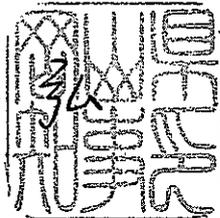
この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成22年4月26日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

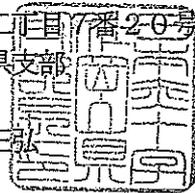
岡山県知事

石井 正弘



乙 岡山市北区丸の内二丁目7番20号
日本赤十字社岡山県支部

支部長 石井 正弘



総合病院岡山赤十字病院

院長 忠田 正樹

岡山市北区伊福町一丁目17番18号
岡山済生会総合病院

院長 大原 利寛



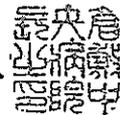
倉敷市松島577番地
川崎医科大学附属病院

院長 角 田



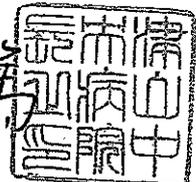
倉敷市美和一丁目1番1号
倉敷中央病院

院長 小笠原 敬三



津山市川崎1756番地
津山中央病院

院長 藤 本 茂 篤



おかやまDMA Tの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と総合病院落合病院（以下「乙」という。）とは、おかやまDMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMA Tが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMA Tの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMA Tの出動が可能と判断したときには、おかやまDMA Tを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMA Tを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMA T隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMA Tの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMA Tを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMA Tの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMA Tが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMA T隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMA Tは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMA Tは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMA Tは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMA T派遣に要する経費

（2）おかやまDMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMA Tの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMA Tの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

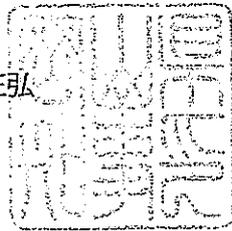
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成23年10月14日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事

石井 正弘



乙 真庭市落合垂水251番地
総合病院落合病院

院長 井口 大助



おかやまDMA Tの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と高梁中央病院（以下「乙」という。）とは、おかやまDMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMA Tが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMA Tの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMA Tの出動が可能と判断したときには、おかやまDMA Tを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMA Tを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMA T隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMA Tの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMA Tを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMA Tの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMA Tが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMA T隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMA Tは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMA Tは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMA Tは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMA T派遣に要する経費

（2）おかやまDMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMA Tの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMA Tの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

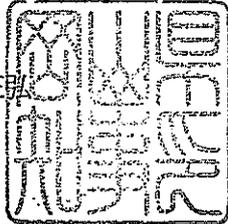
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成23年11月29日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

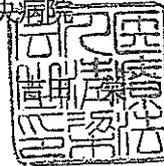
岡山県知事

石井 正敏



乙 高梁市南町53番地
高梁中央病院

院長



おかやまDMATの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構岡山医療センター（以下「乙」という。）とは、おかやまDMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMATの出動が可能と判断したときには、おかやまDMATを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMATを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMAT隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMATの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMATの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMATが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMAT隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMATは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMATは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMAT派遣に要する経費

（2）おかやまDMATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMATの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成24年6月7日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事

石井 正弘



乙 岡山市北区田益1711-1
独立行政法人国立病院機構
岡山医療センター

院長 東

良平



おかやまDMATの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山大学病院（以下「乙」という。）とは、おかやまDMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMATの出動が可能と判断したときには、おかやまDMATを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMATを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMAT隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMATの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMATの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMATが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMAT隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMATは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

(1) 市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

(2) 災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

(3) 患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMATは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) おかやまDMAT派遣に要する経費

(2) おかやまDMATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMATの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

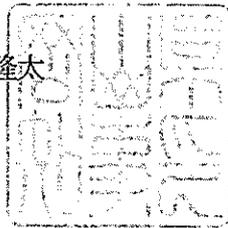
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成25年10月1日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

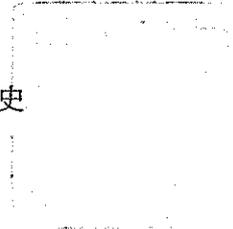
岡山県知事

伊原木 隆大



乙 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号
岡山大学病院

院長 榎野 博史



おかやまDMATの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市立市民病院（以下「乙」という。）とは、おかやまDMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMATの出動が可能と判断したときには、おかやまDMATを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMATを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMAT隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMATの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMATの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMATが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMAT隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMATは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMATは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMAT派遣に要する経費

（2）おかやまDMATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMATの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

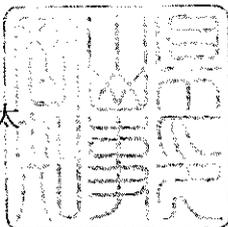
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成27年6月2日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

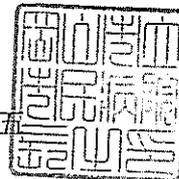
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号

岡山市立市民病院

院長 松本 健吾



おかやまDMATの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と川崎医科大学総合医療センター（以下「乙」という。）とは、おかやまDMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMATの出動が可能と判断したときには、おかやまDMATを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMATを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMAT隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMATの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMATの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMATが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMAT隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMATは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

(1) 市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

(2) 災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

(3) 患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMATは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) おかやまDMAT派遣に要する経費

(2) おかやまDMATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMATの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMATの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMAT出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMATの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMATの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和元年10月31日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

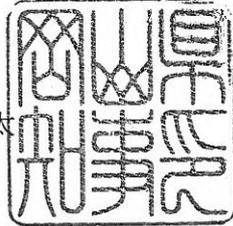
乙 岡山市北区中山下二丁目6番1号

岡山県

川崎医科大学総合医療センター

岡山県知事 伊原木 隆太

病院長 猶本 良夫



おokayamaDMA Tの出動に関する協定書

令和5年3月31日

岡 山 県

岡 山 西 大 寺 病 院

おかやまDMA Tの出動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山西大寺病院（以下「乙」という。）とは、おかやまDMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、おかやまDMA Tが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対しておかやまDMA Tの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、おかやまDMA Tの出動が可能と判断したときには、おかやまDMA Tを出動させるものとする。

3 乙は、乙が単独でおかやまDMA Tを構成できない場合は、出動が可能なおかやまDMA T隊員を速やかに知事に報告するとともに、知事の指示に従いおかやまDMA Tの隊員を出動させるものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前におかやまDMA Tを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認したおかやまDMA Tの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 おかやまDMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 おかやまDMA Tが被災した甲以外の都道府県からの要請を受けて出動する場合には、当該都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、おかやまDMA T隊員の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 おかやまDMA Tは、原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

（1）市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等（現場活動）

（2）災害拠点病院等における患者の治療等（病院支援）

（3）患者搬送及び搬送中の診療（域内搬送）

2 おかやまDMA Tは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療（広域医療搬送）に従事する。

3 前2項に掲げるもののほか、おかやまDMA Tは、第1条の目的を達成するために必要な活動を行うものとする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）おかやまDMA T派遣に要する経費

（2）おかやまDMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の弁償の内容及び額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条及び第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、同法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第7条 おかやまDMA Tの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とするものとする。

（損害保険の加入）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させたおかやまDMA Tの隊員が、第4条に定める活動に従事したことに伴う事故等に対応するため、おかやまDMA Tの隊員を対象とする損害保険に加入するものとする。

(おかやまDMA T出動の限界)

第9条 乙は、第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、おかやまDMA Tの隊員若しくはその周辺に危害又はそのおそれがある場合、又は乙の管理する医療機関に甚大な被害がありおかやまDMA Tの隊員の出動が困難な場合は、甲に通知して、甲の出動の要請に応じないことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

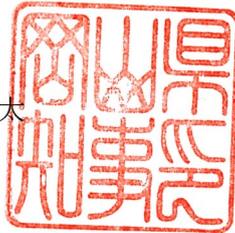
乙 岡山市東区金岡東一丁目1番70号

岡山県

社会医療法人盛全会 岡山西大寺病院

岡山県知事 伊原木 隆太

理事長 小林 直哉



おかやまDMA Tの出動に関する協定書実施細目

岡山県(以下「甲」という。)と岡山西大寺病院(以下「乙」という。)とは、令和5年3月31日に締結したおかやまDMA Tの出動に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、次の事項について合意する。

(事故報告)

第1条 乙は、協定書第4条に規定する活動に際して、おかやまDMA Tの隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、おかやまDMA T事故報告書(第1号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第2条 協定書第5条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定書第5条第1項第2号に規定する費用の弁償の内容及び額は、使用した医薬品等に係る購入価格及び修繕等に要した額とする。

(費用弁償等の請求等)

第3条 協定書第5条の規定によるおかやまDMA Tの活動に係る費用の請求等については、甲が別途定める補助金交付要綱の定めによるものとする。

(損害保険の請求等)

第4条 協定書第8条に規定する損害保険については、甲が加入する損害保険契約に定めるところによる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

乙 岡山市東区金岡東一丁目1番70号

岡山県

社会医療法人盛全会 岡山西大寺病院

岡山県知事 伊原木 隆太

理事長 小林 直哉



別表 (第2条関係)

区分	旅 費	輸送費
説明	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和27年岡山県条例第44号)に基づき支給する旅費の相当額	燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、タクシー借上料等活動のために要した輸送に係る実支出額

(様式1号)

おokayamaDMAT事故報告書

年 月 日

岡山県知事

様

(指定機関の長)

当職から出動したおokayamaDMATについて、次のとおり事故が発生したので報告いたします。

記

チーム名	
隊員の職種・氏名	
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生場所	
事故状況	
傷病の状況	
交通事故の場合警察への届出及び警察の対応状況	有 ・ 無 管轄署： 対応：
目撃者の有無	有 ・ 無 住所： 氏名：